

発議第3号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成27年3月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

岩田 佐俊

森岡 昭二

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。